

足羽文殊土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、足羽文殊土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、福井土改区第412号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表1に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- 一 徳光上江用水路・徳光下江用水路及び江端川から引水する農業用排水施設（かんがい施設）及び江端川への農業用排水施設（排水施設）の維持管理
- 二 地区全域にわたる農道の維持管理
- 三 地域全域にわたる農用地、又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧又は突発事故復旧
- 四 団体営土地改良事業（大土呂揚水地区 農業用排水施設事業（基幹水利施設補修事業））

2 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、第1項の事業を行うにあたり、多面的機能支払交付金に係る文殊農地・水・環境保全管理協定運営委員会の活動に参画する場合にあたって、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託することができる。

4 この土地改良区は、第1項の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払交付金に係る文殊農地・水・環境保全管理協定運営委員会を支援することができる。

5 この土地改良区は、次に掲げる県営事業によって造成された施設を管理委託又は譲与

された場合は、これを受託又は譲受する。

- 一 文殊地区 農業用排水施設事業（経営体育成基盤整備事業）
 - 二 大土呂地区 農村災害対策整備事業（特定農業用管水路等対策事業）
 - 三 文珠南部地区 農業用排水施設事業（農村地域防災減災事業）
- （事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、福井県福井市太田町第4号10番地に置く。

（公告の方法）

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要のあるときは、書面をもって組合員に通知し又は福井新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は、30人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下、「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項のただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあつた事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の数)

第19条 この土地改良区の役員数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の理事数のうち、6人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。

3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第21条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長の業務を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 業務の執行について、常勤理事を置くことができる。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項のただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地籍割に賦課する。

(分担金)

第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき次に掲げる県営事業の分担金を負担する。

一 文殊地区 農業用排水事業（経営体育成基盤整備事業）

二 文殊地区 暗渠排水事業（経営体育成基盤整備事業）

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第29条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第30条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、次に掲げる県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

一 文殊地区 農業用排水事業（経営体育成基盤整備事業）

二 文殊地区 暗渠排水事業（経営体育成基盤整備事業）

三 大土呂地区 農村災害対策整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業）

四 文珠南部地区 農業用排水施設事業（農村地域防災減災事業）

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第34条 第27条、第28条、第30条、第31条及び第32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.5%の割合を乗じて計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料200円過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

（係及び委員会）

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の金額は、10aにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべ

き金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める清算金については、第34条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第39条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の実業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第41条 この土地改良区の実業運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款附属書]

足羽文殊土地改良区総代選挙規程

[定款附属書]

足羽文殊土地改良区役員選任規程

[認可]

昭和38年10月25日制定

昭和42年 8月14日

昭和47年10月23日

昭和48年 8月21日

昭和60年 4月 1日

昭和62年 3月19日

平成元年11月24日

平成13年 4月24日

平成14年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成19年10月19日

平成21年 4月 2日

平成26年 7月25日

平成29年10月 6日
 平成30年 4月25日
 令和 3年 2月17日
 令和 4年 9月21日
 令和 5年 4月27日
 令和 5年 8月31日

別表1

定款第3条地区の地域

	大字名	字	地域	備考
福井市	新開町	1～6、8～9、14～15、17～21	一円の田	
	太田町	3～4、6～12、14～17、19～20、22～23、25、27～31、33～34、37～39、41、43、46～47	一円の田	
	下河北町	7～8、11～12、14～15、23～35、38～43、45～46、48～50、52、54～56	一円の田畑	
	上河北町	2～38	一円の田畑	
福井市	上細江町	1～10、13～14、17、19、21～24、27～32、34～39、41～42	一円の田	
	大土呂町	1～11、13～27	一円の田	
	下細江町	1～4、6～8、10～13、15～17、19、21	一円の田	
	二上町	1～5、8、10～11、13、15～17	一円の田	
	帆谷町	6、8～10、12、15～16、21、25	一円の田畑	
	半田町	2～6、8～10、12～16、18～23、27～29、31～35、42	一円の田畑	